|  |
| --- |
| **ＥＬ０１．輸出畜産物検査申請事項登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＥＭＡ | 輸出畜産物検査申請事項登録 |

１．業務概要

システムにより行う「輸出畜産物検査申請及び申請控出力」業務に先立ち、輸出畜産物検査申請の情報を登録する業務である。

登録した輸出畜産物検査申請事項は任意に訂正することができる。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

入力欄数が２０欄以下であること。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

（ａ）申請先動物検疫所コード、申請番号

申請事項の訂正の場合は、申請番号の先頭２桁が、申請先の動物検疫所コードと一致すること。

（ｂ）検査希望年月日、搭載予定年月日

検査希望年月日≦搭載予定年月日であること。

（ｃ）関係書類の有無、送付方法コード

関係書類有りの場合、送付方法コードに入力があること。

関係書類無しの場合、送付方法コードに入力がないこと。

（ｄ）初回、実績

初回に入力がある場合、実績に入力がないこと。

初回に入力がない場合、実績に入力があること。

（ｅ）商標、欄部商標

商標のいずれかに入力がある場合、欄部商標のいずれにも入力がないこと。

商標のいずれにも入力がない場合、欄部商標のいずれかに入力があること。

欄部商標のいずれかに入力がある場合、商標のいずれにも入力がないこと。

欄部商標のいずれにも入力がない場合、商標のいずれかに入力があること。

（ｆ）処理

①処理施設の処理施設コードに入力がない場合、処理種別、処理年月日に入力がないこと。

②処理が処理１、処理２、処理３の順に入力されていること。

③処理年月日【開始】、または処理年月日【終了】の一方に入力がある場合、もう一方も入力があること。

④処理年月日【開始】≦処理年月日【終了】であること。

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）ＤＢ関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報ＤＢ」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同じであること。

（Ｂ）申請番号（申請事項の訂正の場合）

①「輸出畜産物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②申請されていないこと。

③無効でないこと。

④取り止めされていないこと。

（Ｃ）申請先動物検疫所コード

「畜産物申請先管轄動物検疫所ＤＢ」の項目「動物検疫所コード」に存在すること。

（Ｄ）貨物所在地コード

「保管場所ＤＢ」に存在すること。

（Ｅ）検査希望場所コード

「保管場所ＤＢ」に存在すること。

（Ｆ）仕向国（地域）コード

「仕出国（地域）ＤＢ」の項目「仕出国（地域）コード」に存在すること。

（Ｇ）取卸港コード

「都市ＤＢ」に存在すること。

（Ｈ）搭載港コード

「ＪＰ」＋搭載港コードが「都市ＤＢ」の項目に存在すること。

（Ｉ）輸送形態コード

「輸送形態ＤＢ」に存在すること。

（Ｊ）送付方法コード

「送付方法ＤＢ」に存在すること。

（Ｋ）荷送人コード

「荷受荷送人ＤＢ」または「法人番号管理ＤＢ」の項目に登録されていること。

（Ｌ）種類コード

「畜産物種類ＤＢ」に存在すること。

（Ｍ）用途コード

「畜産物用途ＤＢ」に存在すること。

（Ｎ）数量単位

「数量単位ＤＢ」に存在すること。

（Ｏ）梱包単位

「梱包単位ＤＢ」に存在すること。

（Ｐ）処理施設コード

「処理施設ＤＢ」に存在すること。

（Ｑ）処理種別コード

「処理種別ＤＢ」に存在すること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）処理単位

申請番号単位で処理を行う。

（３）申請番号の払出し処理

輸出畜産物検査申請事項の登録の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。（申請番号の上２桁は申請先動検コード、３桁目の申請種別はＰ固定）

（４）輸出畜産物検査申請ＤＢ処理

（Ａ）輸出畜産物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

（Ｂ）輸出畜産物検査申請事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出畜産物検査申請ＤＢ」に更新する。

（Ｃ）変更承認後の輸出畜産物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出畜産物検査申請ＤＢ」に更新する。

（５）入力控編集出力処理

控出力要求表示に入力がある場合は、入力控情報を利用者に出力する。

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出畜産物検査申請事項登録応答情報 | なし | 入力者 |
| 輸出畜産物検査申請事項登録入力控情報 | 控出力要求表示欄に「Ｙ」が入力された場合 | 入力者 |

７．特記事項

①欄部の入力は必ず欄番「１｣から番号順に入力すること。

②各名称は、「無符号（バスケットコード）」のコード以外でＤＢに存在するコードが入力された場合は、名称に何らかの入力があっても、ＤＢ上に登録されているコードに対応する名称を上書き出力する。ただし、荷送人氏名、荷送人住所については、入力された名称に上書き出力は行わない。

③共通部画面の「申請先」は、一度でも申請番号が払い出された申請を処理する場合は、申請先は変更不可とする。

④当該欄部の種類コードは他の欄部との重複チェックは行わない。